

志賀原発を 廃炉に! 原告団ニュース 第27号

原告団事務局 〒920-0024 金沢市西念3-3-5 フレンドパーク石川5F TEL (076) 261-4657、FAX 233-2244

いつまで「待つ」というのか

原告団長 北野 進

「現時点では、2018年3月26日の口頭弁論期日に当裁判所が示した方針に沿って進めます」約8カ月ぶりとなる第30回口頭弁論で、新たに着任した山門優裁判長はさらりと今後の審理方針を述べました。私たちがこの2年余り法廷内外で批判してきた「原子力規制委員会（以下、規制委）の判断が出るまで待つ」という前裁判長の方針を、「現時点では」という条件付きながら引き継ぐと言うのです。いきなりの「司法の責任放棄」宣言に呆れ、怒りが止まりません。

次稿で宮本弁護士が論破していますが、「そもそも論」から言えば、敷地内断層問題は1988年の着工前から指摘されていた問題です。北電は、断層が形成された年代分析どころか断層の存在自体を否定し、あれは「浸食作用によるシーム」だとして1、2号機を建設し、運転を強行してきたのです。規制委の追求を受け、ボーリングだ、トレンチだ、鉋物脈法だと北電は大騒ぎしていますが、活断層ではないという確たるデータは30年以上前に取得していて当然のもので、何を今更です。

科学技術は日進月歩。とはいえ裁判官が地震学者になる必要はありません。裁判官はジャッジメントの専門家です。行政の判断に逃げ道を探るなど、何をかいわんやです。2代続く無責任裁判長の出現に、司法の空洞化、ひいては憲法の空洞化につながる危機を感じます。コロナ禍は続きますが、「司法の責任を果たせ！」と叫び続けなければなりません。



いつになったら終わるのか、誰もわからない審査会合

弁護士 宮本 研太

7月13日、裁判官の構成が変わってから初めての口頭弁論があり、原告側は第56準備書面の要約陳述、弁論更新にあたっての陳述および原告意見陳述を行いました。その後、次回期日協議の場で裁判長は極めて安易に（少なくとも私はそのように感じました）、前裁判長の審理方針を踏襲とうしゅうすることを明言しました。「この裁判官は主体的に判断し、本訴訟をリードしていく気が

【富山訴訟第3回口頭弁論】

- ◇期日 9月14日（月）午前11時～
- ◇会場 富山地裁⇒富山弁護士会館（報告集会）

【金沢訴訟第31回口頭弁論】

- ◇期日 11月5日（木）午後2時～
- ◇会場 金沢地裁⇒北陸会館（報告集会）

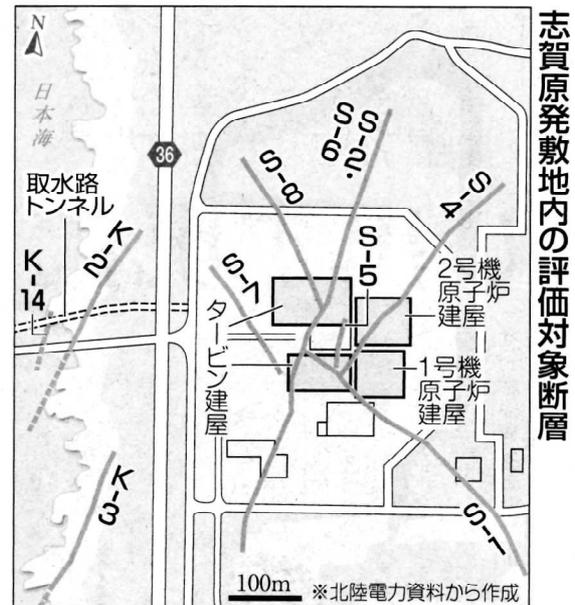
あるのか」と^{はなは}甚だ不安を覚えました。これが期日を終えた直後の率直な感想です。

私が陳述した第56準備書面は大きく二つの内容から構成されています。一つ目は、規制委有識者報告書（評価書）の解説です。新しい裁判官に内容を理解してもらうために、もう一度基礎的な文献から洗い直し、有識者会合の審議内容も再確認して、この報告書のわかりやすい副読書・参考書を作ろうと試みたものです。二つ目は、規制委審査会合の経過に関する主張です。2016年4月27日に有識者報告書が受理された後、審査会合の審議は現在も続いています。その中でなされた重要な指摘や北陸電力側の^{ずさん}杜撰な対応の特徴を明らかにしようとしたものです。

有識者報告書では、志賀原子力発電所の敷地内には陸域でS-1、S-2・S-6、S-4、S-5、S-7、S-8の計6本、海域でK-2、K-3、K-14の計3本の断層が少なくとも存在し、最近の審査会合においても、評価対象断層とすることが確認されています。

報告書では、「S-1（断層）の北西部については、旧A・Bトレンチ既往スケッチ及び岩盤調査坑で確認された運動方向の情報から、後期更新世（12～13万年前）以降に、北東側隆起の逆断層活動により変位したと解釈するのが合理的と判断する」などと結論づけました。新規制基準で示された活断層の定義そのものです。

またS-2・S-6断層は「後期更新世以降に、左横ずれ成分を持つ西側（海側）隆起の逆断層として活動した可能性がある。この際、S-2・S-6の地下延長部の断層が活動し、地表付近の新第三系及び上部更新統に変形を及ぼしたものと判断する。ただし、一般的には、地表付近に変形を及ぼした断層が、将来、地表に変位を及ぼす可能性は否定できない」などと結論づけました。周辺の地形と異なり、ここだけ海側の方が高くなっており、断層の活動性を示す特徴的な痕跡と判断したのです。



規制委審査会合のこれまでの経過について、ポイントは次の5点です。

①新規制基準では、「重要施設が断層の真上にあつたとしても、工学的に耐えられると判断できればよし」というような考え方は採用されていない（事業者側が12～13万年以降に断層が活動していない明確な証拠を提示する必要がある、とされている）こと

②有識者報告書は重要な知見の一つであること

③被告が行ってきた追加調査は結論にほとんど影響しないものがあること

④評価対象断層を限定したことに対する批判

⑤被告側の説明・根拠不足、資料不足がたびたび指摘されてきたこと

陳述の最後に、私はこれまでの内容を踏まえ、裁判所に対して進行に関する意見を述べました。

規制委更田委員長の発言ではありませんが、審査会合は不健康・不健全な状態が続いています。ここまでの主な議論は評価対象断層の選定についてです。活断層に関する議論の入口部分で著しく停滞しており、現段階でもこの審査会合の終了時期や最終的な結論の判断時期は誰も

ふけた

皆目見当がつかない状況です。

今日に至るまで議論に十分な進展がみられないのは、規制委サイドの問題ではありません。規制委に独自の調査権がなく、事業者側の調査・説明を待たなければならない（しかも際限なくいつまでも）仕組みになっていること、そして何よりも、被告北陸電力のここまでの審査対応の悪さがその原因です。ですから、これから審査のスピードが急に上がることなど到底想定できるものではありません。まさに、「審理はつづくよ、いつまでも」なのです。

裁判所は有識者報告書が出されてから4年が経過した現段階において、北電のどのような主張・立証を待っているのか。そして、いつまで待つのか。調査や検討のために時間を要すると説明するだけの北電の対応に何ら疑問を抱かずにそれを容認している現状は、審査会合の不健康さはるかに通り越しています。

弁護団は今後も、裁判所に適切かつ迅速な訴訟進行を求めています。そして、引き続き審査会合の動向も注視しながら、判決も書かない、踏み込んだ訴訟指揮も何も行わないという前の裁判体のような楽をさせないように、知恵を絞って、チャレンジングな訴訟活動を展開したいと考えています。

31年目の北陸電力株主総会の感想

志賀原発株主差止め訴訟原告団長 和田 廣治

コロナ禍での株主総会

以前なら800人近く入場できた北陸電力本店2階ホールですが、今年は約150席が間隔を取って並べてありました。また、いつもなら開場と同時に前から4～5列目まで整然と着席して、議長の議事運営に合わせて練習したかのように熱心に拍手する100名以上の集団(?)が、今年は前から3列と中ほどから2列程度、ほぼ半分減っているように感じました。



総会前に浮かんだ走馬灯

開会を待っていると、いろんな場面が目の前に走馬灯のように浮かんできました。

巡礼服姿で鈴と鉦かねと位牌を手にご詠歌をうたいながら、多数の水俣病患者や支援者がステージに上がり、社長と直接対決した1970年11月28日のチッソ株主総会のニュース映像。

1990年6月の北電の株主総会に、「北陸電力と共に脱原発をすすめる株主の会」の株主7名で初めて出席して、原発偏重の経営陣に脱原発を訴えました。当時は、「質問」と挙手しただけで、800名近く出席した会場が割れんばかりの「バカヤロー」「引っ込め」のヤジと怒号。議長の指名で発言席で話し始めると、さらに大きく「黙れ」「ただじゃ済まんぞ」などのヤジと怒号。これらは女性に対して特に激しく、身の危険すら感じるほどでした。前年の株主総会は約30分で終了しましたが、この年は1時間40分の総会になりました。

そんな状態が10年近く続き、思い余った私が「質問権の妨害を放置するなら、総会決議無効の提訴を準備する」と議長に通告した翌年の株主総会から、あの暴風のようなヤジと怒号

がピタリと止まりました。何故かな？

赤住や富来町の住民数人が株主として参加し、社長に直接原発反対を訴えた場面では、当時の谷正雄社長が丁寧に答弁したあと「これでご理解いただけますでしょうか」と静かに語りかけ、住民らが「納得できない」と答えると、谷社長が「それは残念です」と述べたこともありました。今とは大違い。

昨年の総会では、小嵐喜知雄さんが元気に舌鋒鋭く社長を追及していました。

今年の総会は「欠席のススメ」

今年の株主総会にあたり、北電は全株主に発送した『招集ご通知』に「健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます」と繰り返し記載し、まさに「欠席のススメ」をしました。また、座席数を大幅に減らしたので、入場を断る場合があるとも。2017年の株主総会からお土産を廃止して出席株主が半減し、2019年は364名の出席でしたが、今年はなんと105名にまで激減。かなりの株主のみなさんが来場を諦めました。

新型コロナ感染予防とはいえ、株主には会社議案や株主議案への議決権と共に、取締役への質問権なども会社法で認められており、議決権行使書の提出だけで済まそうとする会社の姿勢は、株主総会の形骸化を招く点でも問題があります。

株主質問は2分に制限、会社答弁は短く薄く

株主の質問や動議について、議長（久和会長）は2分に制限（昨年までは3分）しました。そのため、株主の側は質問の趣旨や背景の説明ができず、不全感が残りました。一方、会社側の答弁は1分程度で、短く表面的でかみ合わない印象を受けました。「志賀原発の早期の再稼働を目指す」という答弁が何度も繰り返されました。

ある株主が「株価の低迷は原発に固執しているからではないか」と質問したところ、金井豊社長は「原発が再稼働し株価が堅調な会社もあり、今後も志賀原発の再稼働に鋭意取り組む」と答弁しました。一方、別の株主が「福島原発事故の被害者に対する東京電力の対応をどのように把握しているのか」と質問したところ、社長は「当社の総会で、東電の対応についてコメントしない」と答弁しました。都合のいい所だけ他社を利用する不誠実さを感じる答弁でした。

北電の経営方針には「お客様や地域の皆様との双方向の対話活動を展開」「丁寧な説明に努めてまいります」と明記してありますが、それとかけ離れた1時間28分の株主総会でした。

なお、今年も志賀訴訟原告団や羽咋の命のネットワークをはじめ、富山・石川の多くのみなさんが本店前アピール行動に参加いただき、「感謝、感謝」です。



北電本店前でアピールする株主ら(6月25日)